

令和 7 年 9 月定例県議会

建設常任委員会説明資料

土 木 部

目 次

1 予算関係について

(1) 令和7年度熊本県補正予算について

令和7年度9月補正予算資料	1
令和7年度9月補正予算総括表	2
令和7年度熊本県一般会計補正予算（議案第1号）	
都市計画課	3
下水環境課	5
河川課	7
令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算（議案第5号）	
下水環境課	6

(2) 令和7年度熊本県補正予算について（追号分）

令和7年度熊本県一般会計補正予算（議案第58号）	
都市計画課	9
下水環境課	10
河川課	11
港湾課	13
砂防課	14

(3) 令和7年度熊本県補正予算について（専決分）

令和7年度補正予算資料（専決）	15
令和7年度補正予算総括表（専決）	16
専決処分の報告及び承認について（議案第8号）	
道路保全課	17
砂防課	18

(4) 令和7年度繰越明許費について	19
令和7年度熊本県一般会計補正予算（議案第1号）	
令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（議案第2号）	
令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（議案第3号）	

2 条例等関係について

(1) 令和7年度市町村負担金について

令和7年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業 の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について（議案第18号）	21～22
令和7年度道路事業の経費に対する市町村負担金について（議案第19号）	23
令和7年度海岸事業の経費に対する市町負担金について（議案第20号）	24
令和7年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について（議案第21号）	25
令和7年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について（議案第22号）	26
令和7年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金について （議案第23号）	27

(2) 工事請負契約の締結について

営繕課（議案第25号～第29号）	29～47
------------------------	-------

(3) 専決処分の報告及び承認について

道路保全課（議案第30号～第35号）	49～55
--------------------------	-------

(4) 専決処分の報告について

監理課（報告第1号）	57～58
------------------	-------

(5) 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

道路整備課（報告第26号）	59
---------------------	----

(6) 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について

河川課（報告第27号）	60
-------------------	----

令和7年度9月補正予算資料

(単位:千円)

区 分	一 般 会 計									特 別 会 計 等			合 計
	普 通 建 設 事 業			災 害 復 旧 事 業			投 資 の 経 費 計	消 費 の 経 費	一 般 会 計 計	投 資 の 経 費	消 費 の 経 費	特 別 会 計 等 計	
	補 助 事 業	県 単 事 業	直 轄 事 業	補 助 事 業	県 単 事 業	直 轄 事 業							
補 正 前 予 算 額	46,212,603	29,096,829	14,169,967	9,846,928	1,818,220		101,144,547	10,968,812	112,113,359	9,839,326	6,059,204	15,898,530	128,011,889
今 回 補 正 額	3,151,660	10,850,342		24,133,500	202,000		38,337,502	42,500	38,380,002	1,158,000		1,158,000	39,538,002
合 計	49,364,263	39,947,171	14,169,967	33,980,428	2,020,220		139,482,049	11,011,312	150,493,361	10,997,326	6,059,204	17,056,530	167,549,891

【各課別内訳】

(上段は今回補正額、下段は今回補正後の額)

監 理 課													
		122,402					122,402	710,963	833,365				833,365
用 地 対 策 課								89,963	89,963	1,400,000	437,328	1,837,328	1,927,291
土 木 技 術 管 理 課													
		88,852					88,852	139,677	228,529				228,529
道 路 整 備 課													
	18,325,404	3,198,593	7,583,837				29,107,834	883,761	29,991,595				29,991,595
道 路 保 全 課													
	7,358,273	5,703,494			1,618,220		14,679,987	3,464,573	18,144,560				18,144,560
都 市 計 画 課		535,000					535,000	30,000	565,000				565,000
	6,817,551	1,877,015					8,694,566	626,928	9,321,494				9,321,494
下 水 環 境 課				50,000			50,000	12,500	62,500	1,158,000		1,158,000	1,220,500
	575,351	129,573		50,000			754,924	590,862	1,345,786	5,913,126	3,301,686	9,214,812	10,560,598
河 川 課	454,094	8,656,508		24,083,500	180,000		33,374,102		33,374,102				33,374,102
	5,049,472	20,968,012	3,579,580	33,930,428	380,000		63,907,492	659,383	64,566,875				64,566,875
港 湾 課		237,276			22,000		259,276		259,276				259,276
	1,800,340	2,797,955	2,108,650		22,000		6,728,945	1,680,428	8,409,373	3,684,200	2,320,190	6,004,390	14,413,763
砂 防 課	2,697,566	1,421,558					4,119,124		4,119,124				4,119,124
	8,477,174	3,811,302	897,900				13,186,376	197,082	13,383,458				13,383,458
建 築 課													
	29,844	104,876					134,720	507,930	642,650				642,650
営 繕 課													
		1,019,269					1,019,269	243,852	1,263,121				1,263,121
住 宅 課													
	930,854	125,828					1,056,682	1,215,910	2,272,592				2,272,592
合 計	3,151,660	10,850,342		24,133,500	202,000		38,337,502	42,500	38,380,002	1,158,000		1,158,000	39,538,002
	49,364,263	39,947,171	14,169,967	33,980,428	2,020,220		139,482,049	11,011,312	150,493,361	10,997,326	6,059,204	17,056,530	167,549,891

令和 7 年 度 9 月 補 正 予 算 総 括 表

1 一般会計

(単位：千円)

課 名	補正前予算額	今回補正額			合 計	今回補正額の財源内訳			
		補 正 額	補 正 額 (追号分)	計		特 定 財 源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
監 理 課	833,365				833,365				
用 地 対 策 課	89,963				89,963				
土 木 技 術 管 理 課	228,529				228,529				
道 路 整 備 課	29,991,595				29,991,595				
道 路 保 全 課	18,144,560				18,144,560				
都 市 計 画 課	8,756,494	535,000	30,000	565,000	9,321,494		347,000	50,000	168,000
下 水 環 境 課	1,283,286	12,500	50,000	62,500	1,345,786	50,000		12,500	
河 川 課	31,192,773	3,409,465	29,964,637	33,374,102	64,566,875	16,126,991	16,288,000	4,507	954,604
港 湾 課	8,150,097		259,276	259,276	8,409,373		224,000		35,276
砂 防 課	9,264,334		4,119,124	4,119,124	13,383,458	1,625,300	2,151,000	126,733	216,091
建 築 課	642,650				642,650				
営 繕 課	1,263,121				1,263,121				
住 宅 課	2,272,592				2,272,592				
合 計	112,113,359	3,956,965	34,423,037	38,380,002	150,493,361	17,802,291	19,010,000	193,740	1,373,971

2 港湾整備事業特別会計

港 湾 課	3,379,690				3,379,690				
-------	-----------	--	--	--	-----------	--	--	--	--

3 臨海工業用地造成事業特別会計

港 湾 課	2,624,700				2,624,700				
-------	-----------	--	--	--	-----------	--	--	--	--

4 用地先行取得事業特別会計

用 地 対 策 課	1,837,328				1,837,328				
-----------	-----------	--	--	--	-----------	--	--	--	--

5 下水道事業会計

下 水 環 境 課	8,056,812	1,158,000		1,158,000	9,214,812		579,000	579,000	
-----------	-----------	-----------	--	-----------	-----------	--	---------	---------	--

土 木 部 合 計	128,011,889	5,114,965	34,423,037	39,538,002	167,549,891	17,802,291	19,589,000	772,740	1,373,971
-----------	-------------	-----------	------------	------------	-------------	------------	------------	---------	-----------

令和 7 年 度 9 月 補 正 予 算

都 市 計 画 課 (一 般 会 計)

(単位:千円)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明								
					特 定 財 源			一般財源									
					国支出金	地 方 債	そ の 他										
P 2 2	土 地 区 画 整 理 費	3,077,296	535,000	3,612,296		347,000	50,000	138,000	【熊本地震】 益城中央被災市街地復興土地区画整理に要する経費								
	土 地 区 画 整 理 事 業 費	3,171,040	535,000	3,706,040		347,000	50,000	138,000									
P 2 7	街 路 事 業 費	3,652,427		3,652,427					【債務負担行為の設定】 (都) 南部幹線（仮）前川大橋上部工工事 <table><tr><th>年 度</th><th>限 度 額</th></tr><tr><td>8</td><td>200,000</td></tr><tr><td>9</td><td>900,000</td></tr><tr><td>10</td><td>1,100,000</td></tr></table>	年 度	限 度 額	8	200,000	9	900,000	10	1,100,000
	年 度	限 度 額															
8	200,000																
9	900,000																
10	1,100,000																
街 路 整 備 事 業 費	3,464,150		3,464,150														
都 市 計 画 課 計		8,756,494	535,000	9,291,494		347,000	50,000	138,000									

(単位:千円)

説明書の ページ	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 2 2	都 市 計 画 総 務 費	255,289	12,500	267,789			12,500		
	下 水 道 推 進 費	28,802	12,500	41,302			12,500		下水道事業総務事務費
下 水 環 境 課 計		1,283,286	12,500	1,295,786			12,500		

(単位:千円)

-6-

令和 7 年 度 9 月 補 正 予 算

河 川 課 (一 般 会 計)

(単位:千円)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 2 1	河 川 海 岸 総 務 費	9,107,734	10,631	9,118,365				10,631	
	単 県 河 川 海 岸 情 報 基 盤 整 備 事 業 費	107,000	10,631	117,631				10,631	令和8年出水期からの国の防災気象情報運用 見直しに伴う水防警報発令システムの改修
P 2 1	河 川 改 良 費	11,486,545	3,398,834	14,885,379	220,778	3,040,000		138,056	
	河 川 等 災 害 関 連 事 業 費	943,000	362,834	1,305,834	220,778	124,000		18,056	災害復旧事業と併せて行う改良復旧に伴う事 業費の増 2年災：佐敷川 315,000 5年災：赤井川外1箇所 47,834
	単県河川等災害関連事業費	2,910,000	3,036,000	5,946,000		2,916,000		120,000	国庫補助災害復旧事業の対象とならない復旧 等に伴う事業費の増 【令和2年7月豪雨】 704,000 【令和7年梅雨前線豪雨等】 2,332,000
河 川 課 計		31,192,773	3,409,465	34,602,238	220,778	3,040,000		148,687	

令和7年度9月補正予算

都市計画課 (一般会計)

(単位:千円)

説明書 の頁数	目 名		補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
						特 定 財 源				一般財源
						国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 2 2	都 市 計 画 総 務 費		889,114	30,000	919,114				30,000	令和7年8月10日からの大雨により宅地に堆積した土砂等の排除に要する経費
		都 市 計 画 調 査 費	56,914	30,000	86,914				30,000	
都 市 計 画 課 計			8,756,494	30,000	8,786,494				30,000	

令和7年度9月補正予算

下水環境課（一般会計）

(単位:千円)

説明書の ページ数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 2 6	農 業 施 設 災 害 復 旧 費		50,000	50,000	50,000				
	農 業 関 係 施 設 現 年 発 生 災 害 復 旧 費		50,000	50,000	50,000				令和7年8月10日からの大雨により被災した農業集落排水施設の復旧に要する経費
下 水 環 境 課 計		1,283,286	50,000	1,333,286	50,000				

令和7年度9月補正予算

河川課（一般会計）

（単位：千円）

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 1 8	河 川 海 岸 総 務 費	9,107,734	1,328,600	10,436,334		1,218,000		110,600	
	河 川 調 査 費	205,571	110,000	315,571				110,000	令和7年8月10日からの大雨による家屋等の浸水被害調査や河川氾濫状況の調査に要する経費
	河 川 海 岸 維 持 修 繕 費	1,753,019	130,000	1,883,019		130,000			令和7年8月10日からの大雨により河川区域内に堆積した流木等の撤去に要する経費
	河 川 掘 削 事 業 費	2,011,473	1,088,600	3,100,073		1,088,000		600	令和7年8月10日からの大雨による堆積土砂の除去に要する経費
P 1 8 ） P 1 9	河 川 改 良 費	11,486,545	4,281,277	15,767,822		4,195,000	4,507	81,770	
	単 県 ダ ム 改 良 費	517,703	108,077	625,780		22,000	4,507	81,570	令和7年8月10日からの大雨により貯水池内等に堆積した土砂及び流木の撤去に要する経費
	単県河川等災害関連事業費	2,910,000	4,173,200	7,083,200		4,173,000		200	令和7年8月10日からの大雨により被災した県管理公共土木施設のうち国庫補助災害復旧事業の対象とならない箇所の復旧等に要する経費
P 2 0	海 岸 保 全 費	505,555	91,260	596,815	45,000	41,000		5,260	
	海 岸 環 境 整 備 事 業 費	10,500	91,260	101,760	45,000	41,000		5,260	令和7年8月10日からの大雨により海岸保全区域に漂着した流木等の撤去に要する経費
土 木 費 計		21,145,845	5,701,137	26,846,982	45,000	5,454,000	4,507	197,630	

令和7年度9月補正予算

河川課（一般会計）

（単位：千円）

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明	
					特 定 財 源			一般財源		
					国支出金	地 方 債	そ の 他			
P 2 8	河 川 等 補 助 災 害 復 旧 費		9, 846, 928	24, 263, 500	34, 110, 428	15, 861, 213	7, 794, 000		608, 287	令和7年8月10日から大雨により被災した県 管理公共土木施設の復旧に要する経費 現年発生河川等補助災害復旧費 20, 663, 500 災害復旧事業設計調査費 3, 600, 000
		現 年 発 生 国 庫 補 助 災 害 復 旧 費	930, 500	24, 263, 500	25, 194, 000	15, 861, 213	7, 794, 000		608, 287	
災 害 復 旧 費 計		10, 046, 928	24, 263, 500	34, 310, 428	15, 861, 213	7, 794, 000		608, 287		
河 川 課 計		31, 192, 773	29, 964, 637	61, 157, 410	15, 906, 213	13, 248, 000	4, 507	805, 917		

令和7年度9月補正予算

港湾課（一般会計）

（単位：千円）

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 2 1	港 湾 建 設 費	6,065,289	237,276	6,302,565		202,000		35,276	
	単 県 港 湾 修 築 事 業 費	173,460	34,476	207,936				34,476	令和7年8月10日から大雨により被害を受けた港湾施設の維持補修に要する経費 八代港（八代市）外4箇所
	単 県 港 湾 整 備 事 業 費	1,959,595	202,800	2,162,395		202,000		800	令和7年8月10日から大雨により堆積した土砂の浚渫に要する経費 長洲港（長洲町）
土 木 費 計		6,956,186	237,276	7,193,462		202,000		35,276	
P 2 8	港 湾 単 県 災 害 復 旧 費		22,000	22,000		22,000			
	現 年 単 県 災 害 土 木 費		22,000	22,000		22,000			令和7年8月10日から大雨により流木等で埋塞した港湾施設の機能回復に要する経費 熊本港（熊本市）外2箇所
災 害 復 旧 費 計			22,000	22,000		22,000			
港 湾 課 計		8,150,097	259,276	8,409,373		224,000		35,276	

令和7年度9月補正予算

砂防課（一般会計）

（単位：千円）

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 1 9	砂 防 費	8,912,649	4,119,124	13,031,773	1,625,300	2,151,000	126,733	216,091	
	単 県 砂 防 事 業 費	321,000	244,704	565,704		217,000	24,000	3,704	令和7年8月10日からの大雨により土石流が発生した国庫補助事業の対象とならない箇所の施設整備に要する経費
	単県急傾斜地崩壊対策費	889,170	101,960	991,130		66,000	33,333	2,627	令和7年8月10日からの大雨によりがけ崩れが発生した国庫補助事業の対象とならない箇所の施設整備に要する経費
	砂 防 調 査 費	56,384	40,000	96,384				40,000	令和7年8月10日からの大雨により被災した箇所の測量及び設計等に要する経費
	災害関連緊急急傾斜地崩壊 対 策 事 業 費	6,270	702,744	709,014	312,300	288,000	69,400	33,044	令和7年8月10日からの大雨によりがけ崩れが発生した箇所の施設整備に要する経費 上豊内（甲佐町）外4箇所
	災害関連緊急砂防事業費	240,350	1,994,822	2,235,172	1,313,000	613,000		68,822	令和7年8月10日からの大雨により土石流が発生した箇所の施設整備に要する経費 大谷川（八代市）外5箇所
	単県砂防施設維持管理費	1,080,390	1,034,894	2,115,284		967,000		67,894	令和7年8月10日からの大雨により被災した既設砂防設備の機能回復に要する経費
砂 防 課 計	9,264,334	4,119,124	13,383,458	1,625,300	2,151,000	126,733	216,091		

令和7年度補正予算資料（専決）

（単位：千円）

区 分	一 般 会 計									特 別 会 計 等			合 計
	普 通 建 設 事 業			災 害 復 旧 事 業			投資の経費計	消費の経費	一般会計計	投資の経費	消費の経費	特別会計等計	
	補助事業	県単事業	直轄事業	補助事業	県単事業	直轄事業							
補 正 前 予 算 額	45,965,983	28,735,829	14,169,967	9,846,928	545,000		99,263,707	10,968,812	110,232,519	9,839,326	6,059,204	15,898,530	126,131,049
今 回 補 正 額	246,620	361,000			1,273,220		1,880,840		1,880,840				1,880,840
合 計	46,212,603	29,096,829	14,169,967	9,846,928	1,818,220		101,144,547	10,968,812	112,113,359	9,839,326	6,059,204	15,898,530	128,011,889

【各課別内訳】

（上段は今回補正額、下段は今回補正後の額）

監 理 課		122,402					122,402	710,963	833,365				833,365
用地対策課								89,963	89,963	1,400,000	437,328	1,837,328	1,927,291
土木技術管理課		88,852					88,852	139,677	228,529				228,529
道路整備課	18,325,404	3,198,593	7,583,837				29,107,834	883,761	29,991,595				29,991,595
道路保全課	7,358,273	5,703,494			1,273,220		1,273,220		1,273,220				1,273,220
					1,618,220		14,679,987	3,464,573	18,144,560				18,144,560
都市計画課	6,817,551	1,342,015					8,159,566	596,928	8,756,494				8,756,494
下水環境課	575,351	129,573					704,924	578,362	1,283,286	4,755,126	3,301,686	8,056,812	9,340,098
河 川 課	4,595,378	12,311,504	3,579,580	9,846,928	200,000		30,533,390	659,383	31,192,773				31,192,773
港 湾 課	1,800,340	2,560,679	2,108,650				6,469,669	1,680,428	8,150,097	3,684,200	2,320,190	6,004,390	14,154,487
砂 防 課	246,620	361,000					607,620		607,620				607,620
	5,779,608	2,389,744	897,900				9,067,252	197,082	9,264,334				9,264,334
建 築 課	29,844	104,876					134,720	507,930	642,650				642,650
営 繕 課		1,019,269					1,019,269	243,852	1,263,121				1,263,121
住 宅 課	930,854	125,828					1,056,682	1,215,910	2,272,592				2,272,592
合 計	246,620	361,000			1,273,220		1,880,840		1,880,840				1,880,840
	46,212,603	29,096,829	14,169,967	9,846,928	1,818,220		101,144,547	10,968,812	112,113,359	9,839,326	6,059,204	15,898,530	128,011,889

令和7年度補正予算総括表（専決）

1 一般会計

（単位：千円）

課名	補正前予算額	今回補正額	合計	今回補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
監理課	833,365		833,365					
用地対策課	89,963		89,963					
土木技術管理課	228,529		228,529					
道路整備課	29,991,595		29,991,595					
道路保全課	16,871,340	1,273,220	18,144,560		964,000		309,220	
都市計画課	8,756,494		8,756,494					
下水環境課	1,283,286		1,283,286					
河川課	31,192,773		31,192,773					
港湾課	8,150,097		8,150,097					
砂防課	8,656,714	607,620	9,264,334	155,700	271,000	600	180,320	
建築課	642,650		642,650					
営繕課	1,263,121		1,263,121					
住宅課	2,272,592		2,272,592					
合計	110,232,519	1,880,840	112,113,359	155,700	1,235,000	600	489,540	

2 港湾整備事業特別会計

港湾課	3,379,690		3,379,690				
-----	-----------	--	-----------	--	--	--	--

3 臨海工業用地造成事業特別会計

港湾課	2,624,700		2,624,700				
-----	-----------	--	-----------	--	--	--	--

4 用地先行取得事業特別会計

用地対策課	1,837,328		1,837,328				
-------	-----------	--	-----------	--	--	--	--

5 下水道事業会計

下水環境課	8,056,812		8,056,812				
-------	-----------	--	-----------	--	--	--	--

土木部合計	126,131,049	1,880,840	128,011,889	155,700	1,235,000	600	489,540
-------	-------------	-----------	-------------	---------	-----------	-----	---------

(単位:千円)

説明書の ページ数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 6 6	河川等単県災害復旧費	345,000	1,273,220	1,618,220		964,000		309,220	令和7年8月10日からの大雨により発生した道路の崩土撤去や倒木の除去等に要する事業費 県内一円
	現年発生災害復旧工事費	345,000	1,273,220	1,618,220		964,000		309,220	
道 路 保 全 課 計		16,871,340	1,273,220	18,144,560		964,000		309,220	

専決処分の報告及び承認について
(専第14号 令和7年8月27日専決)

砂 防 課 (一 般 会 計)

(単位:千円)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 6 4	砂 防 費	8,305,029	607,620	8,912,649	155,700	271,000	600	180,320	
	砂 防 調 査 費	16,384	40,000	56,384				40,000	令和7年8月10日からの大雨に伴う国補助事業採択に向けての事前調査等に要する経費
	災害関連緊急傾斜地崩壊 対 策 事 業 費		6,270	6,270	2,700	2,000	600	970	令和7年8月10日からの大雨によりがけ崩れが発生した箇所 の応急対策に要する経費 上豊内地区（甲佐町）
	災 害 関 連 緊 急 砂 防 事 業 費		240,350	240,350	153,000	69,000		18,350	令和7年8月10日からの大雨により土石流が発生した箇所 の応急対策に要する経費 大谷川（八代市）外1箇所
	単 県 砂 防 施 設 維 持 管 理 費	759,390	321,000	1,080,390		200,000		121,000	令和7年8月10日からの大雨により被災した既設砂防設備の機能回復に要する経費
砂 防 課 計		8,656,714	607,620	9,264,334	155,700	271,000	600	180,320	

令和 7 年 度 繰 越 明 許 費

1 令和 7 年度熊本県一般会計補正予算(議案第 1 号)

(単位：千円)

款	項	金 額	説 明
土 木 費		13,206,426	
	道 路 橋 り よ う 費	7,795,000	道路整備課、道路保全課
	河 川 海 岸 費	1,539,000	河川課、砂防課
	港 湾 費	500,000	港湾課
	都 市 計 画 費	3,372,426	都市計画課
合 計		13,206,426	

2 令和 7 年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(議案第 2 号)

(単位：千円)

款	項	金 額	説 明
土 木 費		931,200	
	港 湾 費	931,200	港湾課

3 令和 7 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(議案第 3 号)

(単位：千円)

款	項	金 額	説 明
土 木 費		1,110,000	
	港 湾 費	1,110,000	港湾課

合 計	15,247,626	(単位：千円)
-----	------------	---------

第 18 号

令和7年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に
対する市町村負担金（地方財政法関係）について
令和7年度において熊本県が施行する都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業
及び砂防事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額（地方財政
法関係）を次のとおり定めることとする。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木村 敬

事業名	負担すべき金額
1 単県街路促進事業	工事費の10分の1に相当する金額
2 街路整備事業（被災市街地復興推進地域内の事業を除く。）	工事費の10分の1に相当する金額
3 街路整備事業（被災市街地復興推進地域内の事業に限る。）	工事費から国庫補助金額等を控除した額の10分の1に相当する金額
4 直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ船専用岸壁を除く。）	工事費の10分の1に相当する金額
5 直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ船専用岸壁に限る。）	工事費の20分の1に相当する金額
6 重要港湾改修事業	工事費の10分の1に相当する金額
7 地方港湾改修事業	工事費の5分の1に相当する金額
8 港湾補修事業	工事費の6分の1に相当する金額
9 重要港湾環境整備事業	工事費の10分の1に相当する金額
10 地方港湾環境整備事業（長洲港土砂処分場整備に限る。）	工事費の10分の1に相当する金額
11 急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業を含む。）（公共施設、避難関連又は災害時要	工事費の20分の1に相当する金額

援護者に関連する事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フオローのいずれかに該当するもの)	
1 2 急傾斜地崩壊対策事業 (総合流域防災事業を含む。)(公共施設、避難関連又は災害時要援護者に関連する事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フオローのいずれにも該当しないもの)	工事費の10分の1に相当する金額
1 3 急傾斜地崩壊対策事業 (総合流域防災事業を含む。)(公共施設、避難関連又は災害時要援護者のいずれにも関連しない一般の事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フオローのいずれかに該当するもの)	工事費の10分の1に相当する金額
1 4 急傾斜地崩壊対策事業 (総合流域防災事業を含む。)(公共施設、避難関連又は災害時要援護者のいずれにも関連しない一般の事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フオローのいずれにも該当しないもの)	工事費の5分の1に相当する金額
1 5 単県急傾斜地崩壊対策事業	工事費の3分の1に相当する金額
1 6 単県砂防事業	工事費の10分の1に相当する金額

(提案理由)

令和7年度において熊本県が施行する都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 19 号

令和7年度道路事業の経費に対する市町村負担金について
令和7年度において熊本県が施行する道路事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木村 敬

事業名	負担すべき金額
1 単県道路改築事業 (改良)	工事費の10分の1.5に相当する金額
2 単県道路改良事業 (側溝整備)	工事費の10分の1.5に相当する金額

(提案理由)

令和7年度において熊本県が施行する道路事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、道路法 (昭和27年法律第180号) 第52条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 20 号

令和7年度海岸事業の経費に対する市町負担金について
令和7年度において熊本県が施行する海岸事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
1 海岸堤防等老朽化対策緊急事業	工事費の20分の1に相当する金額
2 津波・高潮危機管理対策緊急事業	工事費の20分の1に相当する金額
3 単県海岸保全事業	工事費の20分の1に相当する金額

(提案理由)

令和7年度において熊本県が施行する海岸事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、海岸法(昭和31年法律第101号)第28条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 21 号

令和 7 年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について

令和 7 年度において熊本県が施行する地すべり対策事業について、当該事業に要する経費のうち市が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 7 年 9 月 1 6 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
単県地すべり対策事業	工事費の 1 0 分の 1 に相当する金額

(提案理由)

令和 7 年度において熊本県が施行する地すべり対策事業に要する経費の一部を市に負担させるため、地すべり等防止法（昭和 3 3 年法律第 3 0 号）第 3 1 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 22 号

令和7年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

令和7年度において熊本県が施行する流域下水道事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

事業名	負担すべき金額
1 熊本北部流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の2分の1に相当する金額
2 球磨川上流流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の2分の1に相当する金額
3 八代北部流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の2分の1に相当する金額
4 熊本北部流域下水道維持管理事業	流入水量1立方メートル当たり50円
5 球磨川上流流域下水道維持管理事業	流入水量1立方メートル当たり112円及び資本費63,691,793円
6 八代北部流域下水道維持管理事業	流入水量1立方メートル当たり154円

(提案理由)

令和7年度において熊本県が施行する流域下水道事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 23 号

令和7年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金について
令和7年度において熊本県が施行する市町村道過疎代行事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
道路施設保全改築事業	工事費の10分の1.5に相当する金額

(提案理由)

令和7年度において熊本県が施行する市町村道過疎代行事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第16条第5項の規定により議会の議決を経る必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

第 25 号

工事請負契約の締結について

消防学校本館・寄宿舎改築工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

1 工 事 名 消防学校本館・寄宿舎改築工事

2 工 事 内 容 本館・寄宿舎の改築

鉄筋コンクリート造及び木造、地上4階建て、延べ面積5, 4

12平方メートル

3 工 事 場 所 上益城郡益城町惣領2167地内

4 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年7月30日まで

5 契 約 金 額 2, 803, 900, 000円

6 契約の相手方 福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号

西松・建吉・岩永特定建設工事共同企業体

代表者 西松建設株式会社九州支社 執行役員支社長 高橋一太

7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

消防学校本館・寄宿舎改築工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年熊本県条例第30号)第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約の締結について

概 要

営繕課

1 競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の種類		建築一式工事	
共同企業体の構成員		3 者	
資 格 要 件		代表構成員 (構成員 1)	構 成 員 2・3
格 付 等 級 又 は 経 営 事 項 審 査 の 総 合 評 定 値		総合評定値 1, 200 点以上	総合評定値 925 点以上
施工実績に関する事項		平成23年度(2011年度)以降、元請けとして完成した免震構造又は制振構造の建築一式工事で、請負金額が23億円以上の新築、増築、改築又は改修工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績に関する事項)	建築一式工事に係る平均完成工事高(直近2年間又は3年間)が4.7億円以上で、平成23年度(2011年度)以降、元請けとして完成した建築一式工事で、請負金額が4.7億円以上の新築、増築、改築又は改修工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績に関する事項)
配置予 定技術 者に関 する事 項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事の現場に専任で配置できること。 なお、建設業法施行令第27条第2項の規定は適用されない。		
	施工経験	平成23年度(2011年度)以降、施工実績に掲げる条件を満たす工事で監理技術者又は主任技術者としての経験を有する者(監理技術者又は主任技術者と同程度の施工経験を有する者を含む。)	なし
	資格等	建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者	建築一式工事に関し、建設業法第7条第2号ハ又は同法第15条第2号イ(国土交通大臣により同等以上と認定された者を含む。)に該当する者
	その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上)にある者	

2 評価に関する基準

本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術提案と入札価格を総合的に評価して落れ者を決定する総合評価落れ方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を実現に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う「施工体制確認型総合評価落れ方式」で実施した。

技術提案としては、「工事的物の性能、機能の向上に関する事項」と「施工計画及び安全対策に関する事項」及び「社会的要請に関する事項」が重要であることから、次のような課題を設定し、提出された技術申請書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算定した評価値が最も高い者を落れ者とした。

評価値 ＝ 技術評価点 (標準点＋加算点＋施工体制評価点) ／入札価格
※ 標準点 100 点、加算点 54 点、施工体制評価点 30 点の 184 点満点
※ 評価値の表示については、評価値に対し 100,000,000 を乗じている。(小数点以下 5 位を四捨五入)

評価項目	評価内容
工事的物の性能、機能の向上に関する事項	① コンクリート構造部の長期的な品質確保に関する総合的な提案 ② 木構造部の長期的な品質確保に関する総合的な提案 ③ 前記 2 提案の他、長期的な品質の確保に特に重要と思われる項目と、その対策に関する提案
施工計画及び安全対策に関する事項	④ 狭い工事ヤードにおいて、安全に配慮しながら、工期及び周辺環境・施設運営に影響を与えることなく施工するための工夫に関する提案
社会的要請に関する事項	⑤ 渋滞対策について、施工現場による取組みに関する総合的な提案

3 開札及び総合評価結果

業者名	技術評価点	入札価格 (税抜き)	評価値	摘要
浅沼・光進・三和特定建設 工事共同企業体	160.00	2,627,000,000	6.0906	
西松・建吉・岩永特定建設 工事共同企業体	179.50	2,549,000,000	7.0420	[落札]
予定価格 (税抜き)	2,695,708,000	低入札価格 調査基準価格 (税抜き)	2,480,051,360	
失格判断基準価格 (税抜き)	2,452,401,928	開 札 日	令和 7 年 6 月 26 日	

第 26 号

工事請負契約の締結について

消防学校本館・寄宿舎電気設備工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 消防学校本館・寄宿舎電気設備工事
- 2 工 事 内 容 消防学校本館・寄宿舎の改築に伴う、電灯・動力設備、受変電設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、映像・音響・拡声設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、火災報知設備、防災無線設備、構内配電線路、構内通信線路等の電気設備工事
- 3 工 事 場 所 上益城郡益城町惣領2167地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年7月30日まで
- 5 契 約 金 額 778,030,000円
- 6 契約の相手方 熊本市中央区世安二丁目1番29号
電盛社・大光電業建設工事共同企業体
代表者 株式会社電盛社 代表取締役 米岡琢也

7 契 約 の 方 法 一般競争入札
(提案理由)

消防学校本館・寄宿舎電気設備工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約の締結について

概 要

営繕課

1 競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の種類		電気工事
共同企業体の構成員		2 者
資 格 要 件	代表構成員 (構成員 1)	構 成 員 2
格 付 等 級 又 は 経 営 事 項 審 査 の 総 合 評 定 値	A 等級	A 等級
営 業 所 の 所 在 地	熊本県内に主たる営業所を有すること。	熊本県内に主たる営業所を有すること。
施工実績に関する事項	平成 23 年度 (2011 年度) 以降、元請けとして国内において完成した建築物に係る電気工事で、請負金額が 2 億円以上の電気工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)	なし
配置予定技術者に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事の現場に専任で配置できること。 なお、建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定は適用されない。	なし
	施工経験 平成 23 年度 (2011 年度) 以降、元請けとして国内において完成した建築物に係る電気工事で、請負金額が 1 億円以上の電気工事の施工経験を有する者。	
	資格等 電気工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者	電気工事に関し、建設業法第 7 条第 2 号ハ又は建設業法第 15 条第 2 号イ (国土交通大臣により同等以上と認定された者を含む。) に該当する者。
その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係 (競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して 3 か月以上) にある者	

2 評価に関する基準

本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を実実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う「施工体制確認型総合評価落札方式」で実施した。

施工計画としては、「品質確保」及び「安全確保」が重要であることから、次のような課題を設定し、提出された技術申請書等の評価に基づき技術評価点を入札価格で除して算定した評価値が最も高い者を落札者とした。

評価値 ＝ 技術評価点 (標準点＋加算点＋施工体制評価点) ／入札価格

※ 標準点63点、加算点37点、施工体制評価点30点の130点満点

※ 評価値の表示については、評価値に対し100,000,000を乗じている。(小数点以下5位を四捨五入)

評価項目	評価内容
品質確保に関する提案	① 主要機器の施工における耐震性能向上に関する提案 ② 大会議室レイアウト変更等に伴う、電気設備の柔軟な対応方法に関する提案 ③ 主要機器更新時において、短時間で更新が可能な技術的提案 ④ 主要機器のメンテナンスの容易性に関する提案 ⑤ 免震構造における電力ケーブル等の建物導入部の施工についての提案
安全確保に関する提案	⑥ 作業時における第3者への安全確保に関する提案

3 開札及び総合評価結果

業者名	技術評価点	入札価格 (税抜き)	評価値	摘要
電盛社・大光電業建設工事 共同企業体	121.67	707,300,000	17.2020	[落札]
エレテック・九州電設建設 工事共同企業体	115.42	707,211,360	16.3204	
予定価格 (税抜き)	768,708,000	低入札価格 調査基準価格 (税抜き)	707,211,360	
失格判断基準価格 (税抜き)	692,572,101	開 札 日	令和7年6月26日	

第 27 号

工事請負契約の締結について

消防学校本館・寄宿舎機械設備工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 消防学校本館・寄宿舎機械設備工事
- 2 工 事 内 容 消防学校本館・寄宿舎の改築に伴う、空気調和設備、換気設備、計装設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備等の機械設備工事
- 3 工 事 場 所 上益城郡益城町惣領2167地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年7月30日まで
- 5 契 約 金 額 650,736,900円
- 6 契 約 の 相 手 方 熊本市東区御領六丁目4番52号
協成・熊本利水建設工事共同企業体
代表者 協成設備工業株式会社 代表取締役 高村洋行

7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

消防学校本館・寄宿舎機械設備工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年熊本県条例第30号)第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約の締結について

概 要

営繕課

1 競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の種類		管 工 事	
共同企業体の構成員		2 者	
資 格 要 件		代表構成員 (構成員 1)	
格 付 等 級 又 は 経 営 事 項 審 査 の 総 合 評 定 値		A 等級	
営 業 所 の 所 在 地		熊本県内に主たる営業所を有すること。	
施工実績に関する事項		なし	
配置予 定技術 者に関 する事 項		平成 23 年度 (2011 年度) 以降、 元請けとして国内において完成した建築物に係る管工事で、請負金額が 2 億円以上の空調設備又は給排水設備の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)	
		なし	
		以下の条件を全て満たす技術者を本工事の現場に専任で配置できること。 なお、建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定は適用されない。	
		施工経験 なし	なし
		資格等	管工事に係る監理技術者資格者証及び 監理技術者講習修了証を有する者。
			管工事に関し、建設業法 (昭和 24 年 法律第 100 号) 第 7 条第 2 号ハ又は建設業法第 15 条第 2 号イ (国土交通大臣 により同等以上と認定された者を含む。) に該当する者。
		その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係 (競争参加資格確認申請書の提出 期限の日以前連続して 3 か月以上) にある者

2 評価に関する基準

本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を実現できるかどうかについて審査し、評価を行う「施工体制確認型総合評価落札方式」で実施した。

施工計画としては、「品質確保」と「安全確保」及び「施工上の課題対応」が重要であることから、次のような課題を設定し、提出された技術申請書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算定した評価値が最も高い者を落札者とした。

評価値 ＝ 技術評価点（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格

※ 標準点63点、加算点37点、施工体制評価点30点の130点満点

※ 評価値の表示については、評価値に対し100,000,000を乗じている。（小数点以下5位を四捨五入）

評価項目	評価内容
品質確保に関する提案	① 配管の施工における品質確保に関する提案 ② 主要機器の施工における耐震性能向上に関する提案 ③ 機器等のメンテナンスの容易性に関する提案 ④ 免震構造における配管の建物導入部の施工に関する提案
安全確保に関する提案	⑤ 作業時における第三者への安全確保に関する提案
施工上の課題に関する提案	⑥ 近隣や施設利用者への騒音対策に関する提案

3 開札及び総合評価結果

業者名	技術評価点	入札価格 (税抜き)	評価値	摘要
協成・熊本利水建設工事共同企業体	117.28	591,579,000	19.8249	[落札]
予定価格 (税抜き)	591,579,000	低入札価格 調査基準価格 (税抜き)	544,252,680	
失格判断基準価格 (税抜き)	532,187,017	開 札 日	令和7年8月1日	

第 28 号

工事請負契約の締結について

第一高校長寿命化改修（第四期）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

1 工 事 名 第一高校長寿命化改修（第四期）工事

2 工 事 内 容 （1）特別教室・管理棟の改修

鉄筋コンクリート造、地上4階建て、延べ面積3,789平方

メートル

（2）渡り廊下（西側及び東側）の改修

鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延べ面積各84平方メートル

（3）駐輪場（西側）の改築

鉄骨造、平屋建て、延べ面積54平方メートル

（4）駐輪場（東側）の改築

鉄骨造、平屋建て、延べ面積64平方メートル

3 工 事 場 所 熊本市中央区古城町3番1号地内

4 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年2月19日まで

5 契 約 金 額 1,206,700,000円

6 契 約 の 相 手 方 熊本市中央区水前寺公園28番43-501号

坂口・増永・三友特定建設工事共同企業体

代表者 坂口建設株式会社 代表取締役 坂口洋亮

7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

第一高校長寿命化改修（第四期）工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約の締結について

概 要

営繕課

1 競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の種類		建築一式工事
共同企業体の構成員		3者
資 格 要 件		代表構成員 (構成員1)
格 付 等 級 又 は 経 営 事 項 審 査 の 総 合 評 定 値		A 1 等級
営 業 所 の 所 在 地		熊本県内に主たる営業所を有すること。 熊本県内に主たる営業所を有すること。
施工実績に関する事項		なし
以下の条件を全て満たす技術者を本工事の現場に専任で配置できること。 なお、建設業法施行令第27条第2項の規定は適用されない。		なし
配置予定技術者に関する事項	施工経験	平成23年度(2011年度)以降、元請けとして国内において完成した建築一式工事で、請負金額が5億円以上の新築、増築、改築又は改修工事の施工実績を有する者。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)
	資格等	建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
	その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上)にある者

2 評価に関する基準

本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を実現できるかどうかについて審査し、評価を行う「施工体制確認型総合評価落札方式」で実施した。

施工計画としては、「品質確保」と「安全確保」及び「施工上の課題対応」が重要であることから、次のような課題を設定し、提出された技術申請書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算定した評価値が最も高い者を落札者とした。

評価値 ＝ 技術評価点（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格

※ 標準点63点、加算点37点、施工体制評価点30点の130点満点

※ 評価値の表示については、評価値に対し100,000,000を乗じている。（小数点以下5位を四捨五入）

評価項目	評価内容
品質確保に関する提案	① 屋上防水改修時における品質確保に関する提案 ② コンクリートの中性化対策の品質確保に関する提案
安全確保に関する提案	③ 資機材搬出搬入時における生徒及び学校関係者への安全確保に関する提案 ④ クレーン等建設機械の稼働時における作業上の安全確保に関する提案
施工上の課題に関する提案	⑤ 生徒及び学校関係者への騒音対策に関する提案 ⑥ 外壁改修時の粉塵対策に関する提案

3 開札及び総合評価結果

業者名	技術評価点	入札価格 (税抜き)	評価値	摘要
坂口・増永・三友特定建設 工事共同企業体	119.75	1,097,000,000	10.9161	[落札]
岩永・三津野・吉永建設工 事共同企業体	109.50	1,101,000,000	9.9455	
予定価格 (税抜き)	1,101,962,000	低入札価格 調査基準価格 (税抜き)	1,013,805,040	
失格判断基準価格 (税抜き)	996,202,536	開 札 日	令和7年7月2日	

第 29 号

工事請負契約の締結について

菊池支援学校高等部棟新築工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

1 工 事 名 菊池支援学校高等部棟新築工事

2 工 事 内 容 (1) 管理・教室棟の新築

木造、平屋建て、延べ面積 9 3 6 平方メートル

(2) 普通教室棟の新築

木造、平屋建て、延べ面積 4 2 1 平方メートル

(3) 作業棟の新築

木造、平屋建て、延べ面積 2 3 8 平方メートル

(4) 渡り廊下 (屋内廊下) の新築

鉄骨造、平屋建て、延べ面積 1 5 平方メートル

(5) 渡り廊下 (吹きさらし) の新築

鉄骨造、平屋建て、建築面積 2 5 平方メートル

3 工 事 場 所 合志市合生 4 3 0 0 番地地内

4 工 期 契約締結の日の翌日から令和8年11月26日まで

5 契 約 金 額 6 6 8 , 8 0 0 , 0 0 0 円

6 契 約 の 相 手 方 阿蘇郡小国町宮原 1 9 7 8 番地

橋本・豊建設工事共同企業体

代表者 株式会社橋本建設 代表取締役 渡邉建英

7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

菊池支援学校高等部棟新築工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例 (昭和39年熊本県条例第30号) 第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約の締結について

概 要

営繕課

1 競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の種類		建築一式工事	
共同企業体の構成員		2者	
資 格 要 件	代表構成員 (構成員1)	構 成 員 2	
格 付 等 級 又 は 経 営 事 項 審 査 の 総 合 評 定 値	A 1 等級	A 1 等級	
営 業 所 の 所 在 地	熊本県内に主たる営業所を有すること。		
施工実績に関する事項	平成23年度 (2011年度) 以降、元請けとして国内において完成した建築一式工事で、請負金額が5.3億円以上の新築、増築、改築又は改修工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)	なし	
配置予定技術者に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事の現場に専任で配置できること。 なお、建設業法施行令第27条第2項の規定は適用されない。		
	施工経験	平成23年度 (2011年度) 以降、元請けとして国内において完成した建築一式工事で、請負金額が5億円以上の新築、増築、改築又は改修工事の施工実績を有する者。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)	なし
	資格等	建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者	建築一式工事に関し、建設業法第7条第2号ハ又は同法第15条第2号イ (国土交通大臣により同等以上と認定された者を含む。) に該当する者
その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係 (競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上) にある者		

2 評価に関する基準

本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を実現できるかどうかについて審査し、評価を行う「施工体制確認型総合評価落札方式」で実施した。

施工計画としては、「品質確保」と「安全確保」及び「施工上の課題対応」が重要であることから、次のような課題を設定し、提出された技術申請書等の評価に基づき技術評価点を入札価格で除して算定した評価値が最も高い者を落札者とした。

評価値 ＝ 技術評価点 (標準点＋加算点＋施工体制評価点) ／入札価格
※ 標準点 63点、加算点 37点、施工体制評価点 30点の 130点満点
※ 評価値の表示については、評価値に対し 100,000,000 を乗じている。(小数点以下 5 位を四捨五入)

評価項目	評価内容
品質確保に関する提案	① 木材 (構造用製材) の品質確保に関する提案 ② 木工事の施工精度確保に関する提案 ③ 鉄骨工事の品質確保に関する提案
安全確保に関する提案	④ 資機材搬出搬入時における生徒及び学校関係者への安全確保に関する提案 ⑤ クレーン等建設機械の稼働時における作業上の安全確保に関する提案
施工上の課題に関する提案	⑥ 生徒及び学校関係者への騒音対策に関する提案

3 開札及び総合評価結果

業者名	技術評価点	入札価格 (税抜き)	評価値	摘要
橋本・豊建設工事共同企業体	112.57	608,000,000	18.5148	[落札]
予定価格 (税抜き)	611,595,000	低入札価格 調査基準価格 (税抜き)	562,667,400	
失格判断基準価格 (税抜き)	549,008,134	開 札 日	令和 7 年 7 月 2 日	

第 30 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 8 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年8月1日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和7年2月3日 主要地方道大津植木線 合志市竹迫地内 倒竹	個 人 (車両所有者)	35,200円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 31 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 12 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年8月20日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年3月15日 一般県道辛川鹿本線 合志市福原地内 倒竹	個 人 (車両所有者)	756,200円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 32 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 9 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年8月1日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年3月15日 一般国道325号 上益城郡山都町東竹原地 内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	38,016円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 33 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 10 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年8月1日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年3月30日 主要地方道南小国波野線 阿蘇郡南小国町大字赤馬 場地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	23,000円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 3 4 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 1 1 号

和解 及び 損害賠償額の決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年8月1日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年4月18日 主要地方道坂本人吉線 球磨郡山江村大字万江甲 地内 落石	個 人 (車両所有者)	22,044円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 35 号

専決処分 の 報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 13 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年8月20日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年5月26日 主要地方道芦北球磨線 葦北郡芦北町大字白木地 内 落石	個 人 (車両所有者)	134,255円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

専決処分の報告及び承認について（議案第30号～35号）

概 要

道路保全課

No	議案 番号	事故の 原因	日 時	場所及び路線名	損害額 (円)	賠償割合 (道路管理者)	賠償額 (円)	事故の状況
1	30	倒竹	令和7年2月3日 午後8時50分頃	合志市竹迫地内 主要地方道大津植木線	44,000	8割	35,200	被害者が、主要地方道大津植木線を合志市方面から菊池郡大津町方面に向けて、普通乗用自動車で運転進行中、進路右側に生育し道路上に倒れていた竹に衝突し、ルーフ等を損傷したものの。
2	31	倒竹	令和7年3月15日 午前0時40分頃	合志市福原地内 一般県道辛川鹿本線	756,200	10割	756,200	被害者が、一般県道辛川鹿本線を合志市方面から菊池郡菊陽町方面に向けて、軽四輪乗用自動車で運転進行中、進路右側に生育していた竹が道路に倒れて車両に直撃し、ボンネット等を損傷したものの。
3	32	穴ぼこ	令和7年3月15日 午後6時50分頃	上益城郡山都町東竹原地内 一般国道325号	47,520	8割	38,016	被害者が、一般国道325号を宮崎県方面から阿蘇郡高森町方面に向けて、軽四輪乗用自動車で運転進行中、進路前方の自車線上に生じていた穴ぼこに落輪し、右前輪を損傷したものの。
4	33	穴ぼこ	令和7年3月30日 午後4時50分頃	阿蘇郡南小国町大字赤馬場地内 主要地方道南小国波野線	57,500	4割	23,000	被害者が、主要地方道南小国波野線を阿蘇郡南小国町大字赤馬場方面から同満願寺方面に向けて、普通乗用自動車で運転進行中、進路前方の自車線上に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷したものの。
5	34	落石	令和7年4月18日 午後7時頃	球磨郡山江村大字万江甲地内 主要地方道坂本人吉線	55,110	4割	22,044	被害者が、主要地方道坂本人吉線を球磨郡山江村方面から人吉市方面に向けて、軽四輪乗用自動車で運転進行中、進路前方の道路上に落下していた石と衝突し、マフラーパイプ等を損傷したものの。
6	35	落石	令和7年5月26日 午後4時30分頃	葦北郡芦北町大字白木地内 主要地方道芦北球磨線	134,255	10割	134,255	被害者が、主要地方道芦北球磨線を球磨郡球磨村方面から葦北郡芦北町方面へ向けて、普通乗用自動車で運転進行中、進路左側の法面から落下し、車道側へ転がってきた石が直撃し、左前部バンパー等を損傷したものの。

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 16 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年8月29日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和 解 の 相 手 方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年6月25日 人吉市鍛冶屋町地内	個 人 (所有者) 店舗看板	45,320円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

専決処分の報告について（報告第1号）

概 要

監理課

No	報告 番号	日 時	場 所	区 分	過失 割合	損害額 (円)	県側の 負担額	相手方の 負担額	県の損害 賠償額	事故の状況
1	1	令和7年6月25日	人吉市鍛冶屋町 地内	県 (公用車)	100%	152,295	152,295	① 0	45,320円 (②-①)	河川課職員が、飲食店駐車場から出発するために、バックで方向転換した際、不注視により後方に設置してあった店舗看板に接触したもの。
		午前11時35分頃		相手側 (物件)	0%	45,320	② 45,320	0		

報告第 26 号

熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、熊本県道路公社の令和6年度決算に関する書類及び令和7年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 27 号

一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人白川水源地域対策基金の令和6年度決算に関する書類及び令和7年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木村 敬

